

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(新潟交通圏等)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年5月22日(火) 10時15分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(新潟交通圏等)の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①事業者計画に基づく適正化の取組が完遂されているにもかかわらず、赤字車両数シェアが改善されていない地域について、各々の事業者が経営の効率化に向けた取組を進めないと、タクシー業界全体の事業環境の改善に繋がらないと考えるがどうか。
 - ②法人事業者における運転者数と車両数の比について、地域によって(例えば都市部と地方部によって)差があるように感じるが、その要因如何。
 - ③新潟交通圏における特定地域計画について、認可差し止め請求の提起から訴えが取り下げられるまでの経緯如何。

等について質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①特定地域の制度においては、地域全体で適正化に取り組み、加えて活性化の取組を進めていくことが重要である。そうした中で、経営効率化に向けた取組という観点では、個々の事業者の対応だけではなく、業界全体でノウハウを蓄積・共有していくことも重要であり、運輸局も必要なサポートをしていく。
- ②都市部では、需要に対応して1日を通して効率的に車両を稼働させるため、1台当たり2名程度の運転者をつける体制をとっているところが多い。一方、地方部では、需要面や、担い手の確保の観点から、1台当りの運転者数は都市部に比べると少なくなると思われる。
- ③平成29年8月に特定地域計画の認可差止め請求が提起されたが、原告は、特定地域計画の合意事業者ではなく、特定地域計画が認可されたことのみによって、供給輸送力の削減義務を負うものではない者であった。平成29年12月に訴えは取り下げられている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。